

福津市行財政集中改革プラン

平成28年8月
福津市

目次

1. はじめに	1
2. 福津市行財政集中改革プラン	2
3. これまでの行財政改革の取組みと成果	3
4. 福津市の現状と今後の見通し	5
5. プラン策定にあたって	13
6. 行財政改革の基本的方針	14
7. 公共施設等の改革	15
8. 事務事業の改革	29
9. 行財政集中改革プランの推進体制	31
10. 資料	32
(1) 行財政改革審議会について	
(2) 市民への周知、市民意見の収集について	

1. はじめに

福津市は、国の行政改革大綱（平成12年12月1日）が示すとおり、『地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、自主的な市町村合併を積極的に推進する』という方針に則り、福岡町と津屋崎町が合併し、誕生しました。

合併は究極の行財政改革といわれていますが、これは、合併すれば大丈夫ということではなく、自治体の規模や行政経営の効率化、財政基盤の強化を真剣に考えるきっかけと期間をつくることのできたということです。

合併後10年が経過し、この間、市総合計画において、無駄を減らして、サービスの質を高めていく行政経営へと変革することを掲げ、行財政改革大綱を策定し、職員数の適正化、組織の統合並びに業務のアウトソーシングなど、様々な改革に取り組んできました。

しかしながら、高齢化の進行、生産年齢人口の減少等、社会経済情勢の変化により、市を取り巻く状況は、その厳しさを増してきています。

また、市が保有する公共施設の多くは、高度経済成長期以降に建設されたものであり、近い将来耐用年数に達し、更新の時期を一斉に迎えようとしています。

このような状況においても、「住みやすいまち」と評価される福津市の魅力や活力を維持し、将来にわたり発展させていくためには、市民生活の質を高め、そのことが人と投資を呼び込むことにより、市の成長と税収の確保を図り、さらに生活の質が高まるという好循環をつくっていくことが必要です。

これを実現していくためには、市民生活の質の向上と市の成長にとって、より必要性が高い施策事業に重点化を図りながら、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直すなど、徹底した行財政改革によって必要な財源を確保し、効果的・効率的な行政経営をすすめるなければなりません。

このため、「福津市行財政集中改革プラン」を策定し、具体的なさらなる行財政改革に取り組み、次期総合計画の礎を築いていきます。

2. 福津市行財政集中改革プラン

【策定の趣旨】

我が国においては、公共施設等^{※1}の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、国において昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

こうしたことから、地方公共団体に対し、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総務大臣通知）により、公共施設等の現況及び耐用年数等を踏まえ、施設の供用廃止や、他の公共施設等との統合の推進を含む公共施設等総合管理計画策定の要請が 있습니다。

加えて、国では「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、地方行財政改革を掲げ、平成28年度から平成30年度を集中改革期間と位置付け、地方自治体の歳出改革・効率化の加速のための仕組み構築等について、取組みを進めることとされています。

福津市においては、これまで「福津市行財政改革大綱実施計画」及び「第2次福津市行財政改革大綱実施計画」を策定し、行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、今後は、合併市町村の優遇措置であった普通交付税算定特例措置の終了による歳入の減少、高齢化や社会経済情勢の変化に伴う扶助費の増加、高度経済成長期以降にその多くが整備された社会資本の老朽化に伴う大量更新期の到来による財政需要の増加が見込まれます。

こうした中で、時代の流れに応じ新たに必要とされてくる施策の実施や、これまでどおり欠かすことができない行政サービスを維持していくためには、「入りを量りて、出るを制す」量入制出の原則に基づき、収入に見合った持続可能な行政経営をすすめる必要があります。

とりわけ、公共施設等施設の管理運営費や維持保全、更新に伴う負担が重くなる中、真に必要な施設サービスを安全かつ安定的に提供していくため、公共施設の見直しに重点を置き、平成28年度から平成32年度の間、集中的に行財政改革に取り組むにあたって、福津市行財政集中改革プランを策定します。

※1 公共施設、公用施設、その他の建築物、工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

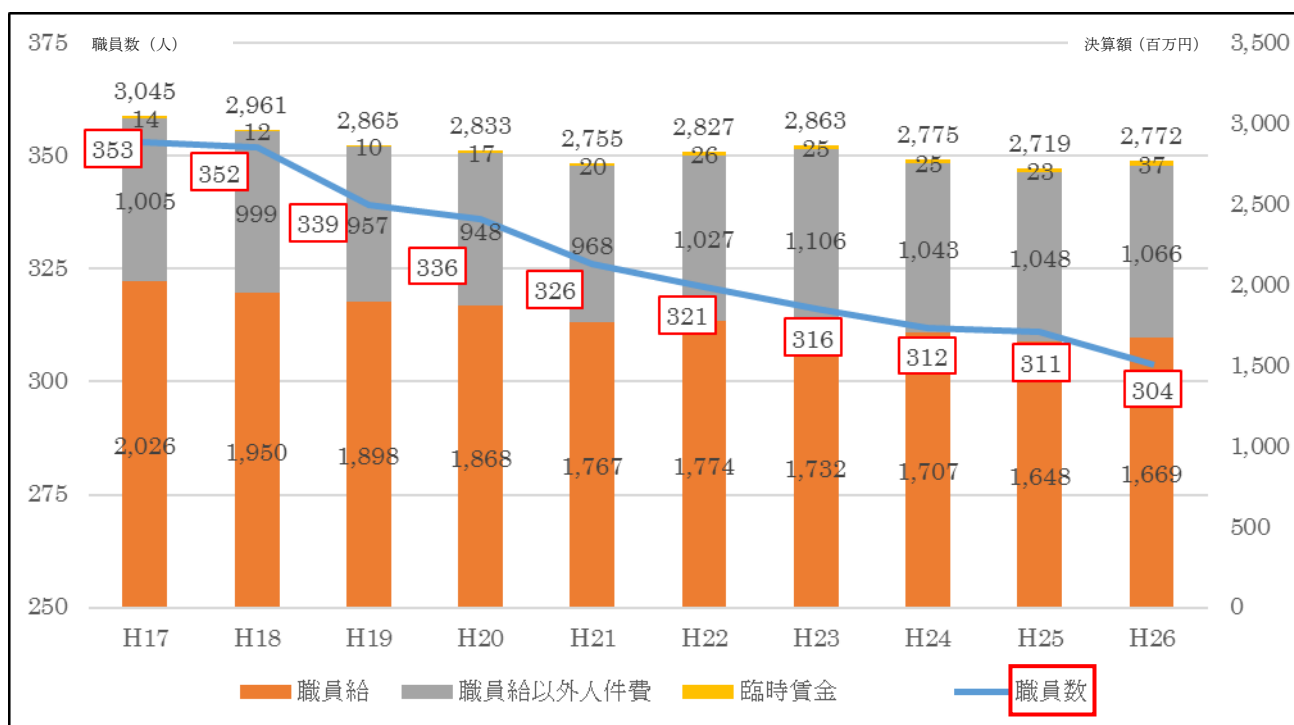
3. これまでの行財政改革の取組みと成果

福津市では、平成18年度に「福津市行財政改革大綱」、平成24年度に「第2次福津市行財政改革大綱」を策定し、職員数の純減や、旅費の適正化、職員駐車場の有料化など行政内部の取組みや、学校給食の民間委託、大規模公園等における指定管理者制度の活用、保育所の民営化など民間活力の導入の推進、効率的な財政運営のための公債費繰上償還など、行財政改革に取り組んできました。

■職員定数の適正化

福津市では、総合計画に職員定数の適正化を掲げ、職員数の削減に取り組みました。結果として、職員数を合併時の364人から平成27年には301人とし、63人の削減を行いました。人件費及び臨時雇賃金の決算額において、合併後の平成17年度3,045百万円に対し、平成26年度は2,772百万円となり、273百万円の削減を行いました。

<市職員数及び人件費・臨時雇賃金決算額の推移>

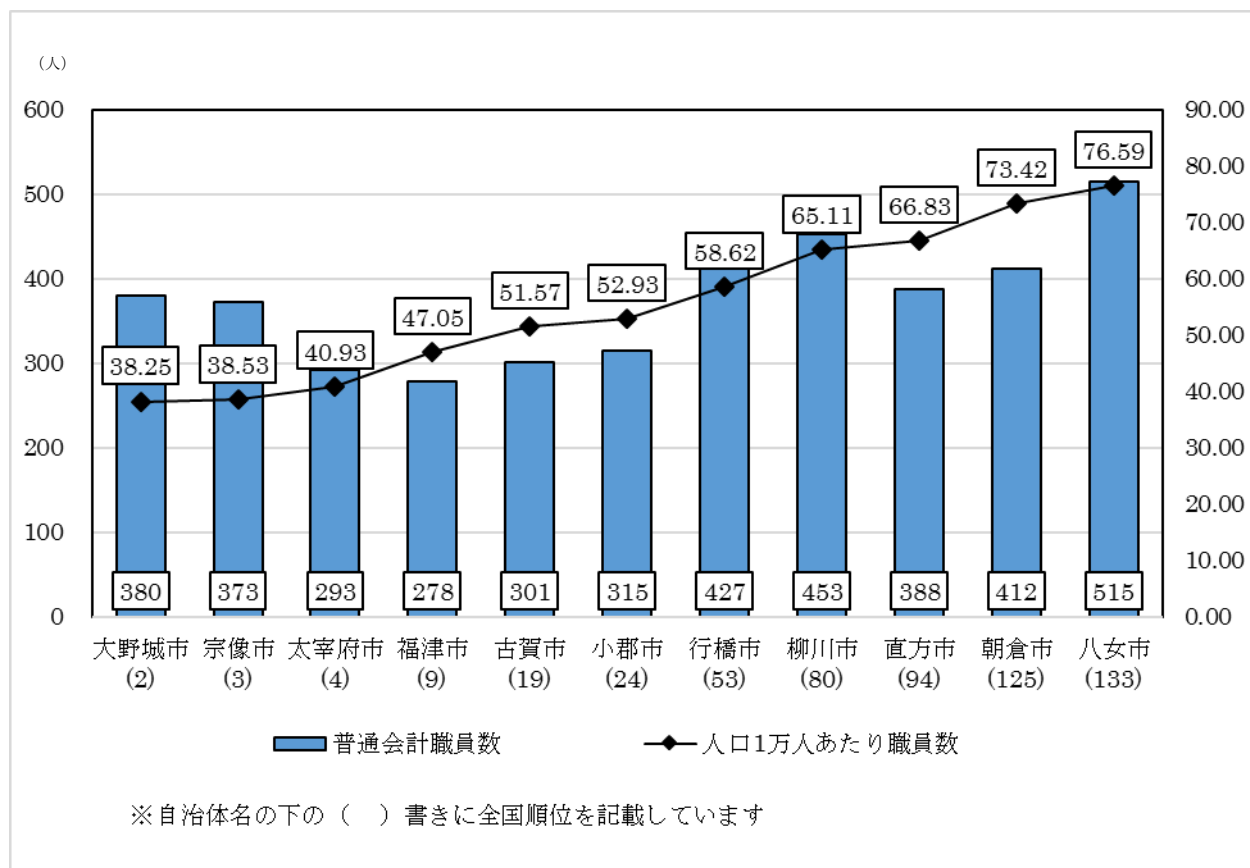


※決算額は地方財政状況調査の数値

3. これまでの行財政改革の取組みと成果

＜職員数の県内の類似する規模の市との比較（平成27年・普通会計）＞

人口5万人以上10万人未満で、産業構造第2・3次95%未満かつ第3次55%以上の市は全国で198あり、うち福津市は職員数の少ない方から数えて全国9番目であり、他と比較して非常に少ない職員数で自治体を運営しています。



■庁舎の一本化

福津市役所庁舎は、合併時から福間・津屋崎の2つの庁舎に行政組織を分散して配置する分庁方式を採っていましたが、総合計画に庁舎の一本化をすすめることを掲げ、効率的な組織運営、市民の庁舎利用の利便性向上、庁舎管理経費の削減を図るため、統合に取り組んできました。その結果、全ての行政組織を福間庁舎へ集約し、平成28年6月に市役所を統合しました。

＜新たな市役所庁舎＞



4. 福津市の現状と今後の見通し

【人口の推移】

地方における急激な人口減少が問題となっている中、日本全体の人口についても平成20年をピークとして減少に転じており、人口減少時代がまさに現実のものとなっています。また、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小、老年人口の増加による社会保障費の増加など、人口構造の変化についても、日本における重要な課題となっています。

福津市の人口も平成12年の国勢調査における55,778人をピークに平成17年に55,677人、平成22年55,431人となり、減少の一途を辿っていました。

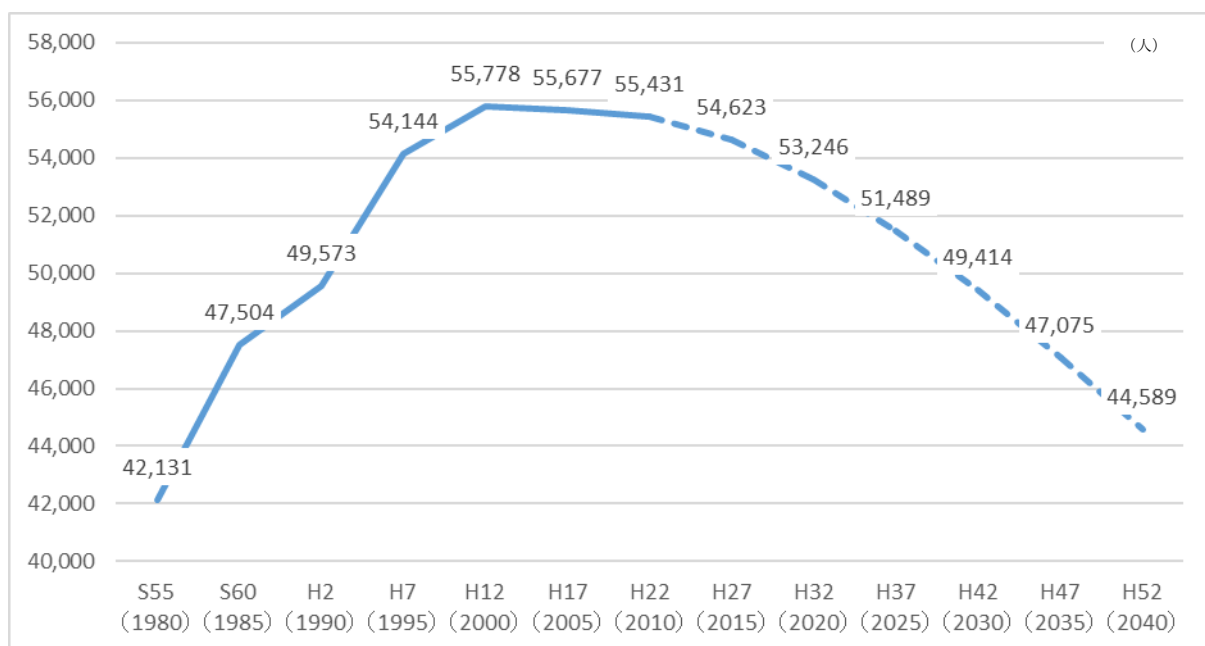
人口減少の影響、特に若年者を中心とした人口の減少は、生産力、労働力、購買力などの減退による市場としての価値の低下、民間企業の撤退などに繋がる恐れがあります。

例えば、スーパーマーケットの閉店や、鉄道やバスの運行の合理化、金融機関の閉鎖などこれまで「あって当たり前」であった日常生活の便利さが、突然姿を消すことに繋がりがねません。

さらに、日常生活の利便性が低下すると、これまで以上に若者が流出し、ますます人口が減るという悪循環に陥る恐れがあります。また、人口減少は税収の低下など市の財政にも影響を及ぼします。

＜国立社会保障・人口問題研究所 平成25年3月推計＞

グラフは国の機関である国立社会保障・人口問題研究所が福津市の人口について、推計を行った結果です。平成22年に55,431人であった人口が、30年後には1万人以上減少する推計結果となっています。



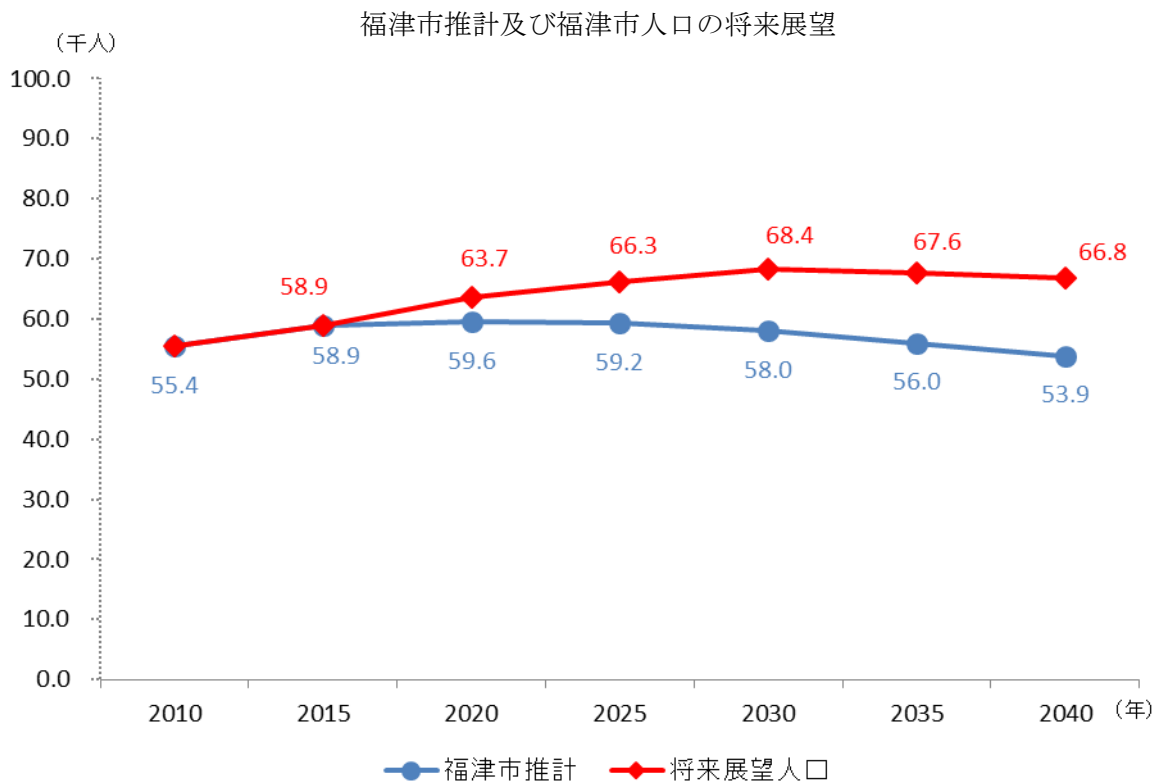
これに対し、福津市では、公共下水道事業や福間駅東土地地区画整理事業をすすめ、都市基盤を整えるとともに、快適で魅力的なまちになるよう、さまざまな施策を市総合計画に掲げ、展開してきました。

その結果、福津市の人口は平成27年国勢調査において、58,808人（速報値）となり、前回平成22年の55,431人と比べると、3千人を超える増加となりました。

＜福津市人口ビジョン（平成28年3月）＞

政府は、平成26年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本の人口の現状と今後めざすべき将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定し、人口減少や東京一極集中など、日本が抱える構造的課題の解決に向けた取組みを進めています。

これを受け、福津市において、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくため、市がめざすべき人口の将来展望として、2040（平成52）年に、6万7千人程度の総人口を維持することを掲げています。

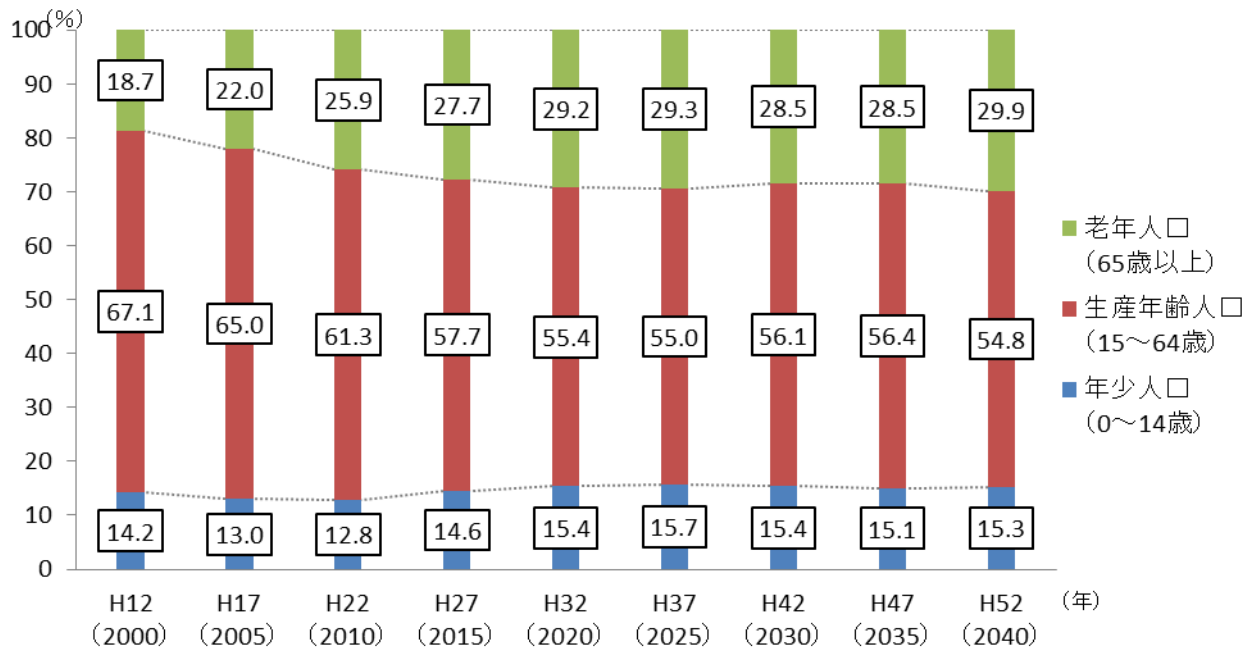


福津市推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計は、本市において人口減少傾向であった2005（平成17）年から2010（平成22）年の人口移動をもとに推計を行ったものであるのに対し、本市における現在の人口増加傾向を受けて、国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠し、市で推計を行ったもの。

しかし、高齢化や生産年齢人口割合の減少は緩やかになったものの、確実に進行し、やがては、人口減少時代を迎えることが予測されます。人口構造は大きく変化し、働き手、担い手は減少し、逆に高齢者など支えられる世代が増加していきます。これを財政運営の面から捉えると、市税収入等の一般財源の大幅な伸びが期待できない一方で、社会保障関係費は増嵩していくこととなります。また、年少人口の増加に伴い、子育て関連経費についても、財政需要の増加が見込まれます。

<人口構成割合実績及び推計>

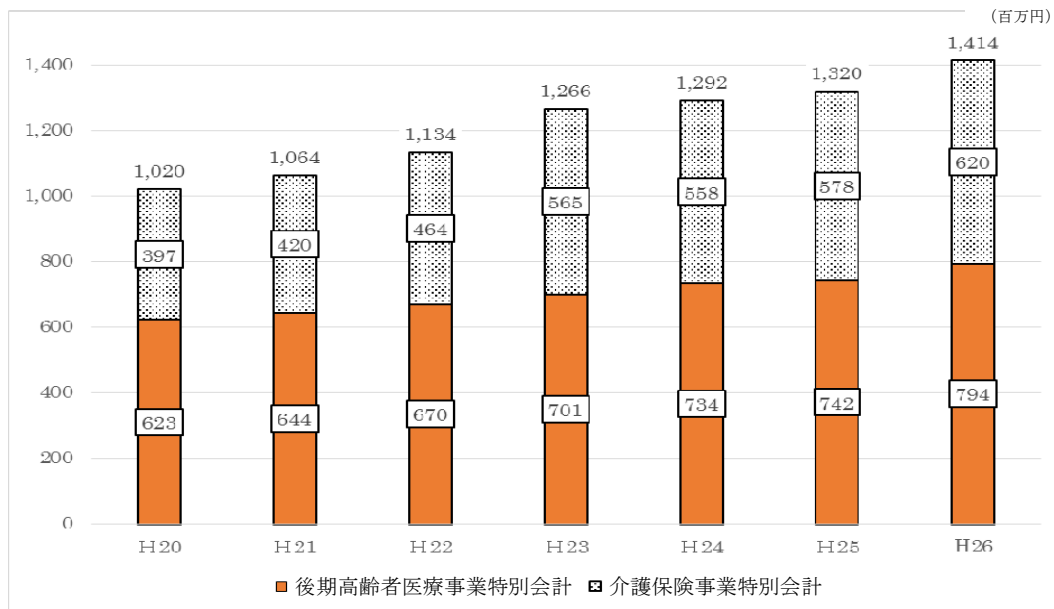


※H12～H22 は国勢調査実績、H27 以降は福津市人口ビジョン（将来展望人口）における推計値

【社会保障関係経費の推移】

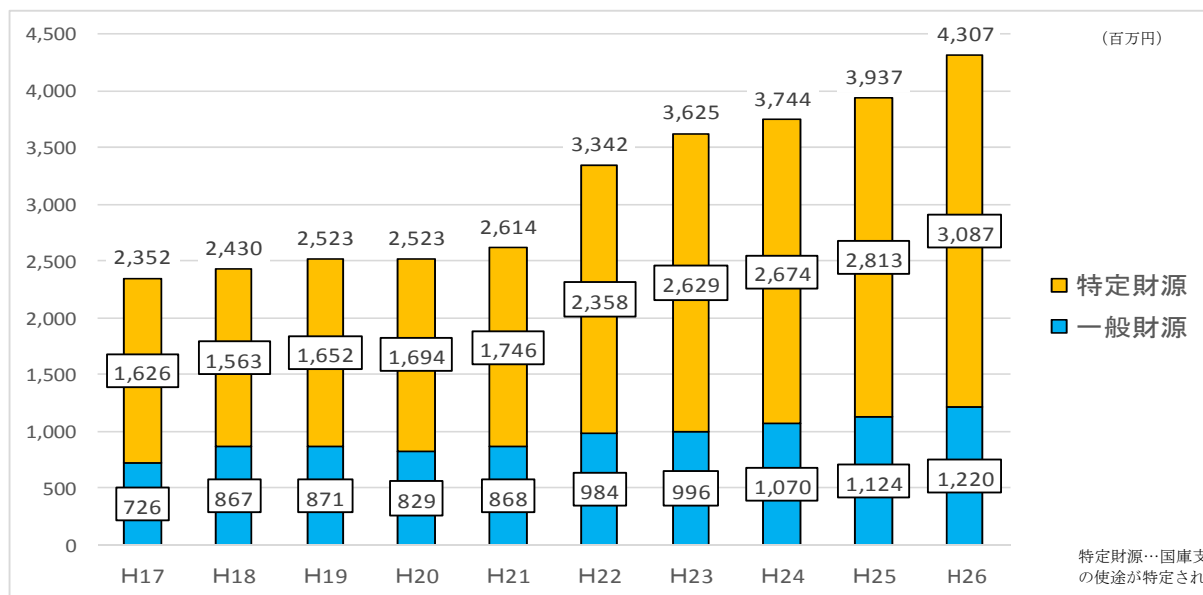
老年人口の増加等により、医療保険や介護保険への公費負担（繰出金）が増加しています。繰出金の合計額は平成20年度決算額1,020百万円に対し、平成26年度には1,414百万円となり、約1.4倍の増加となっています。

＜後期高齢者医療・介護保険事業特別会計への繰出金の推移＞



社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種法令に基づく、また、地方公共団体が単独で行う経済的支援など福祉サービスに必要な公費負担（扶助費）が増加しています。市制施行後の平成17年度決算額2,352百万円に対し、平成26年度には4,307百万円となり、約1.8倍の増加となっています。

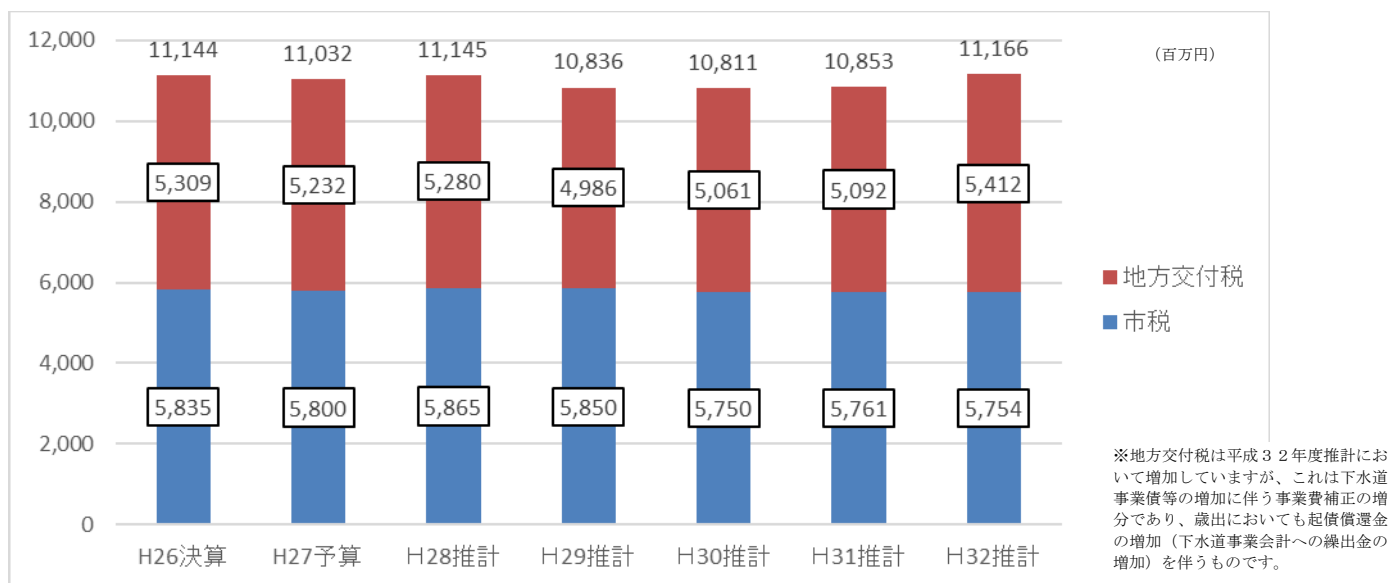
＜扶助費決算額の推移＞



【今後の財政見通し】～現行制度、現状推移を前提とした姿～

主な一般財源^{※2}である市税及び地方交付税の合計は、平成26年度決算額11,144百万円に対し、推計期間中、最も減少する平成30年度は10,811百万円となり、約3億円の減少となる見込みになっています。

＜歳入（市税及び地方交付税）の見通し＞

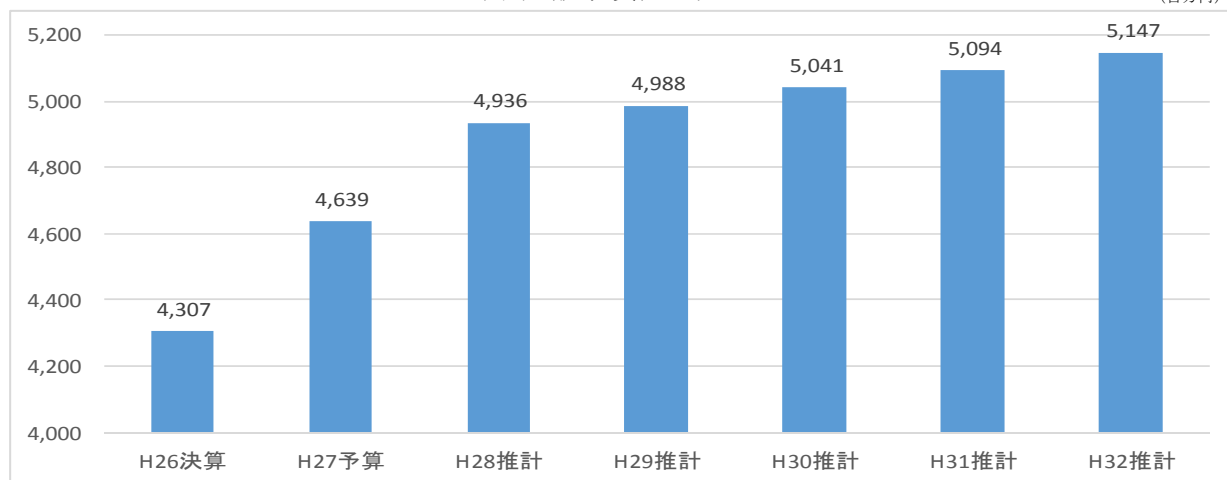


※推計値は「平成27年11月福津市中期財政見通し」の数値

※2 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。

義務的経費^{※3}である扶助費は社会保障関係経費等の自然増、保育所に係る経費や幼稚園就園奨励費の増により大幅に増加する見込みになっています。

＜歳出（扶助費）の見通し＞



※推計値は「平成27年11月福津市中期財政見通し」の数値

※3 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費で、きわめて硬直性の強い経費。

【公共施設の現状】

福津市が保有する施設には、道路、橋りょう、上下水道などの社会基盤施設、学校、市営住宅、図書館などの公共建築物があり、その概要は下表のとおりです。

＜施設の概要＞

施設の種類の	保有量
道路	総延長 524,440m 面積 2,976,260 m ²
橋りょう	274 橋
公園施設	687,382 m ² 125 箇所
漁港施設	3 箇所
農林業施設	林道 総延長 3,728m ため池 115 箇所
河川施設	総延長 45,044m
下水道施設	管渠延長 307km 終末処理場 2 箇所
ごみ処理施設	玄界環境組合(福津市・宗像市・古賀市・新宮町)
水道施設	宗像地区事務組合(福津市・宗像市)
建築物	学校:70,525 m ² 市営住宅:16,402 m ² その他:73,552 m ² 総床面積 160,479 m ² 総棟数:395 棟

※公共施設状況調査(平成26年度)等の数値、建築物については、福津市建物白書(平成26年度)の数値

※ごみ処理施設、水道施設については一部事務組合で管理運営

社会基盤施設は、生活及び産業の基盤となる公共施設であり、市民生活や地域の経済活動を支えてきました。そのうち、橋りょうなどの構造物の中には、建設後50年を経過しているものもあり、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。

これらのインフラ資産の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題となります。

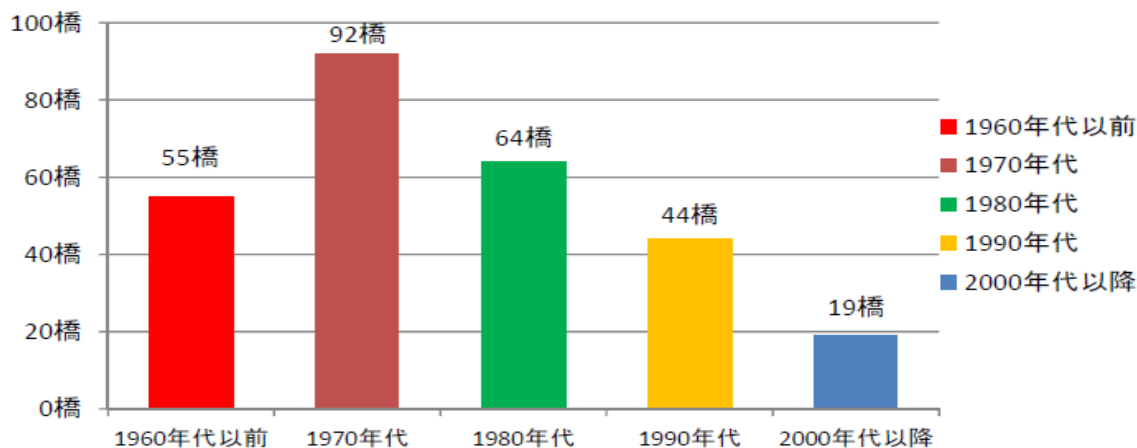
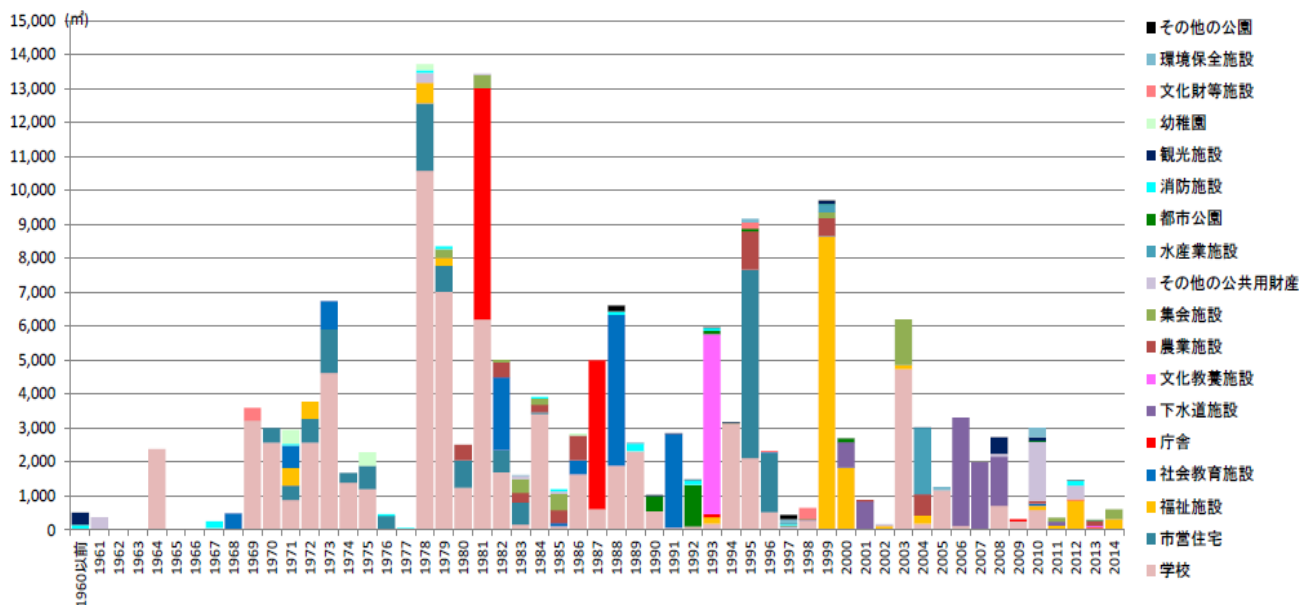


図-市管理道路橋の架設年代 (※推定年代含む)

■ 公共建築物の整備の推移

福津市において、人口増加や行政需要の拡大等に伴い、1970年頃から1995年頃にかけて多くの建物が建設されています。特に、日本経済の安定成長期であった1978年から1981年に学校や庁舎などの建設時にピークが見られます。今後、公共施設等の改修・修繕にかかる経費が増大します。

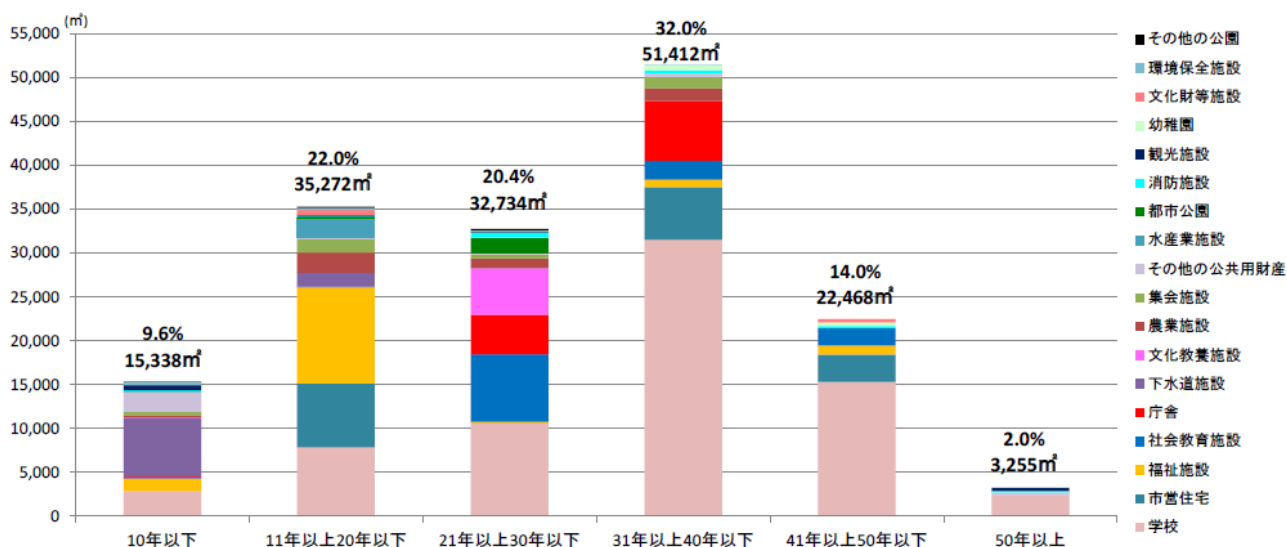
＜市有建築物整備の推移＞



総床面積 160,479 m² 総棟数:395 棟 ※建物長寿命化関連調査業務(平成26年)

■ 建設後経過年数の状況

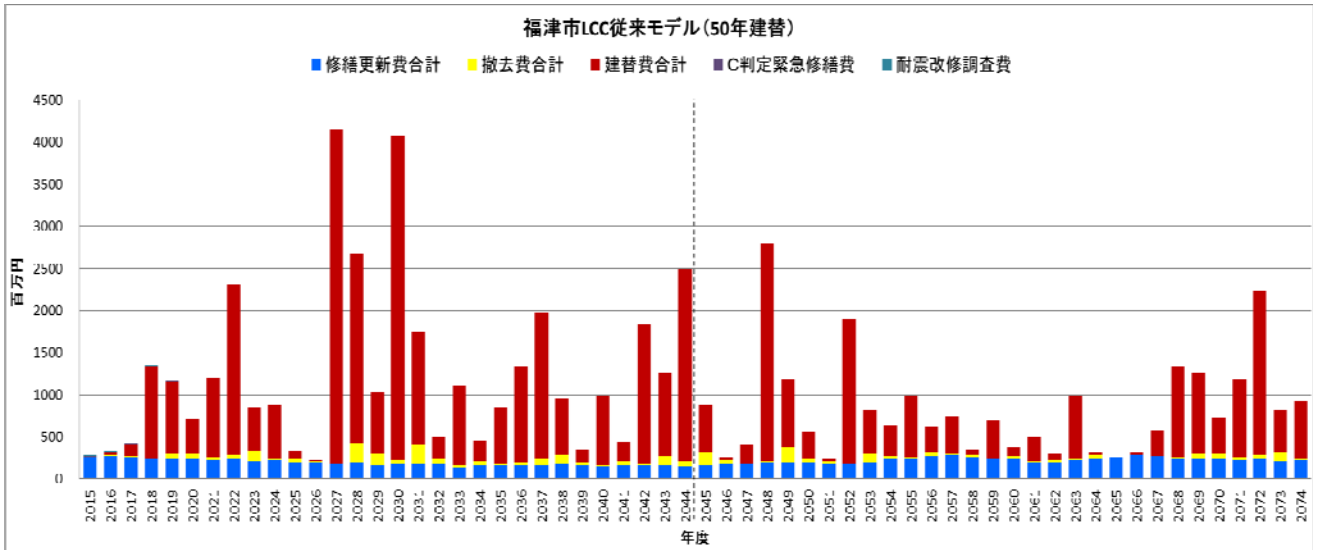
経過年数を見ると、31年以上40年以下のものが32.0% (51,412 m²) と最も多くなっており、学校、庁舎、市営住宅などが高い割合を占め、老朽化が進んでいます。



※建物長寿命化関連調査業務(平成26年)

■ 公共施設の維持保全・建替経費の増加

一定の条件のもと、今後30年間における建築物の維持保全や建替に要する費用を試算した結果、修繕更新費は年平均2億円弱となります。平成23～25年度の年平均修繕更新費は概ね1.4億円です。また、建替費は年平均10.2億円となっています。修繕更新費、撤去費、建替費の合計は年平均13億円弱となり、2027～2030年頃が建替ピークとなります。



※試算結果は長寿命化関連調査業務から引用

5. プラン策定にあたって

福津市行財政集中改革プラン策定にあたって、必要な調査及び審議を行っていただくため、平成27年3月、附属機関として、福津市行財政改革審議会を設置しました。

附属機関の役割は、行政に住民の意思を反映させることや、複雑化・高度化し、かつ広範にわたる行政需要に対応するために専門的な知識、技術を取り入れること、第三者の視点を入れることにより公正な行政執行を図ること、錯綜する利害を中立的な立場から調整することなどが挙げられます。

今回の福津市行財政集中改革プランは、国からの公共施設等総合管理計画の策定要請を背景に、公共施設の見直しに重点を置き策定するものであり、市の公共施設全体のあり方について、公平・公正、中立的な立場で調整をいただく内容のものです。

そこで、審議会委員には、学識経験者、金融機関経験者、行政機関経験者、税理士、地域活動に取り組まれているかたの6名に就任いただくとともに、人口や財政状況のこれまでの推移と今後の見通しや公共施設の現状など、詳細な資料をもって、行財政改革の必要性を確認いただきました。

とりわけ、公共施設個別の行財政改革の方針にかかる中間答申（P.17～28）は、自由にかつ慎重に行われた議論の末、導き出されたものです。

6. 行財政改革の基本的方針

行財政改革の目的は、最少の経費で（経済性）、最大の効果（効率性）を発揮し、市民にとって真に必要なサービスの提供（有効性）を実現することにあります。

生産年齢人口の減少、超高齢社会の到来といった状況をむかえ、予算や人員に限られる中で、必要な市民サービスを提供し、かつ安定した行政経営を続けるためには、より必要性が高い施策事業に重点化を図りながら、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直すなど、徹底した行財政改革を行うことが必要です。

1. 基本方針

現在実施している施策や事業、とりわけ、施設のあり方を再検証し、市の経営資源である人（行政組織、職員）もの（施設等）金（財源）のバランスを適切なものとし、将来にわたって持続可能な行政経営が行える状態にするため、具体的な改革案を作成します。

2. 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）

3. 具体的な改革の視点

- ①民間にできることは民間に委ねる
- ②事業効果が小さいものや受益者が限られるものは見直す
- ③さらなる行政経営の効率化を進める

7. 公共施設等の改革

市は次表に掲げる118の施設等を保有しています。市の財政状況等は先に示すとおりであり、施設の利用需要が変化し、施設自体も老朽化してきており、建替、長寿命化又は民営化、統廃合・集約化等の判断を下す岐路に立っています。公共施設については、既存施設の最大限の活用を図りつつ、老朽化対策などについて、選択と集中の下、施設の効用が最大限発揮されるよう取り組まなければなりません。とりわけ、今回のプランでは12施設について、改革方針とともに具体的な改革手順を掲げ、行財政改革に取り組みます。

公共施設等一覧表

※対象施設は黄色で着色した施設(市営住宅・公園は全体として対象)

施設分類名称	施設細分類名称	施設名称	所在地	建設年度(西暦)	延床面積(m ²)
庁舎	庁舎	福津市役所福間庁舎	中央1丁目	1981	6,156
庁舎	庁舎	福津市役所津屋崎庁舎	津屋崎1丁目	1987	3,880
市営住宅	市営住宅	花見市営住宅	花見ヶ丘3丁目	1970～1976	3,437
市営住宅	市営住宅	両谷市営住宅	福間南1丁目	1978～1980	2,346
市営住宅	市営住宅	後添市営住宅	福間南1丁目	1982～1984	1,356
市営住宅	市営住宅	星ヶ丘市営住宅	星ヶ丘	1973～1978	1,964
市営住宅	市営住宅	五反田市営住宅	津屋崎7丁目	1995～1996	7,286
消防施設	消防詰所	第1分団格納庫	津屋崎1丁目	2012	132
消防施設	消防詰所	宮司消防会館	宮司4丁目	1967	192
消防施設	消防詰所	第3分団格納庫	勝浦	1992	72
消防施設	消防詰所	第4分団格納庫	勝浦	1997	53
消防施設	消防詰所	第5分団格納庫	日蔭野1丁目	1989	64
消防施設	消防詰所	第6分団格納庫	中央6丁目	1985	71
消防施設	消防詰所	第6分団格納庫	西福間3丁目	1992	72
消防施設	消防詰所	第7分団格納庫	花見ヶ丘2丁目	1988	95
消防施設	消防詰所	第7分団格納庫	有弥の里1丁目	1989	71
消防施設	消防詰所	第8分団格納庫	手光	1978	78
消防施設	消防詰所	第8分団格納庫	小竹2丁目	1984	62
消防施設	消防詰所	第9分団格納庫	久末	1993	72
消防施設	消防詰所	第9分団格納庫	八並	1976	60
消防施設	消防詰所	第10分団格納庫	上西郷	1979	82
消防施設	消防詰所	第10分団格納庫	内殿	1971	51
消防施設	消防詰所	第11分団格納庫	畦町	1977	65
消防施設	消防詰所	第11分団格納庫	本木	1989	85
消防施設	消防詰所	消防会館(旧)	津屋崎4丁目	1956	121
その他公共用財産	その他公共用財産	板見坂納骨堂	上西郷	1983	100
集会施設	集会所	福間会館	中央5丁目	1985	476
集会施設	集会所	小竹集会所	小竹2丁目	1979	258
集会施設	集会所	昭和集会所	西福間1丁目	1981	396
集会施設	集会所	板見坂集会所	上西郷	1983	220
集会施設	集会所	ミノブチ集会所	上西郷	1983	176
集会施設	集会所	井尻集会所	上西郷	1984	177
その他公共用財産	その他公共用財産	納骨堂	西福間1丁目	1961	364
福祉施設	保育所	東福間保育所	東福間7丁目	1971	515
福祉施設	保育所	花見保育所	花見ヶ丘2丁目	1972	497
福祉施設	保育所	大和保育所	中央1丁目	1978	676
福祉施設	児童福祉施設	神興小学校学童保育所	東福間6丁目	1979	231
福祉施設	児童福祉施設	上西郷小学校学童保育所	内殿	1993	188
福祉施設	児童福祉施設	福間小学校学童保育所	西福間2丁目	1999・2002	254
福祉施設	児童福祉施設	福間南小学校学童保育所	日蔭野4丁目	1999・2014	411
福祉施設	児童福祉施設	神興東小学校学童保育所	津丸	2003・2010	254
福祉施設	児童福祉施設	津屋崎学童保育所	津屋崎8丁目	2004・2011	351
福祉施設	その他福祉施設	健康福祉総合センター(いきいき交流館)	手光南2丁目	1999	1,365
福祉施設	その他福祉施設	児童センター	手光南2丁目	2012	875
福祉施設	その他福祉施設	エンゼルススポット(福間駅)	日蔭野1丁目	-	-
福祉施設	その他福祉施設	健康福祉総合センター(健康福祉館)	手光南2丁目	1999	6,362
福祉施設	その他福祉施設	福祉会館(夕陽館)	津屋崎1丁目	2000	1,801
社会教育施設	公民館	中央公民館	手光	1988	4,106
社会教育施設	その他社会教育施設	野外活動広場	手光	1985～2000	55
社会教育施設	その他社会教育施設	勝浦浜海洋スポーツセンター	勝浦	2014	217

7. 公共施設等の改革

施設分類名称	施設細分類名称	施設名称	所在地	建設年度(西暦)	延床面積(m ²)
社会教育施設	その他社会教育施設	ボランティアハウス・ふくま	中央3丁目	-	-
社会教育施設	公民館	津屋崎公民館	津屋崎1丁目	1973	820
社会教育施設	公民館	勝浦公民館	勝浦	1971	211
社会教育施設	公民館	宮司公民館	宮司3丁目	1968	491
社会教育施設	公民館	宮司公民館(体育館)	宮司3丁目	1986	414
社会教育施設	体育施設	福間体育センター	西福間2丁目	1982	1,202
社会教育施設	体育施設	津屋崎体育センター	津屋崎1丁目	1982	943
社会教育施設	体育施設	福間武道館	西福間1丁目	1971	450
社会教育施設	体育施設	津屋崎武道館	津屋崎1丁目	2014	659
集会施設	コミュニティセンター	宮司コミュニティセンター	宮司浜2丁目	2003	1,309
集会施設	コミュニティセンター	津屋崎郷づくり交流センター	津屋崎3丁目	1999	166
集会施設	コミュニティセンター	福間南郷づくり交流センター	日蔭野4丁目	2014	299
集会施設	コミュニティセンター	福間郷づくり交流センター	西福間2丁目	2011	119
環境保全施設	その他環境保全施設	不燃物処理場	本木	1983	14
環境保全施設	その他環境保全施設	石けん工房	西福間2丁目	1995	114
環境保全施設	ゴミ集積所	公設分別ステーション	津屋崎1丁目	2005・2010	367
環境保全施設	その他環境保全施設	大峰山キャンプ場	渡	1989	40
農業施設	その他農業施設	井尻・板見坂共同農機具保管庫	上西郷	1983	293
農業施設	その他農業施設	ミノチ共同農機具保管庫	上西郷	1984	223
農業施設	その他農業施設	昭和町農機具保管庫	手光	2004	499
農業施設	その他農業施設	上西郷堆肥センター	上西郷	1986	641
農業施設	その他農業施設	ミノチ共同出荷場	上西郷	1980	461
農業施設	その他農業施設	昭和町共同作業所	手光	1985	381
農業施設	その他農業施設	井尻・板見坂共同作業所	上西郷	1982	243
農業施設	その他農業施設	ミノチ共同作業所	上西郷	1982	199
農業施設	その他農業施設	農産物直販施設	上西郷	1999・2010	604
農業施設	その他農業施設	あんずの里食堂	勝浦	2004	125
農業施設	その他農業施設	農林漁業体験実習館(実習館)	勝浦	1995	638
農業施設	その他農業施設	農林漁業体験実習館(産直施設)	勝浦	1995	428
水産業施設	漁港施設	津屋崎ヨットハーバー	渡	2004	328
水産業施設	漁港施設	福間漁港	西福間3丁目	1999	224
水産業施設	その他水産業施設	魚センター	津屋崎4丁目	2004	556
観光施設	観光施設	津屋崎千軒古民家	津屋崎4丁目	1926	114
観光施設	その他観光施設	まちおこしセンター	津屋崎3丁目	2008	487
観光施設	観光施設	津屋崎千軒民族館「藍の家」	津屋崎4丁目	1901	252
観光施設	公衆便所(観光)	公衆便所	-	1990~2004	196
観光施設	その他観光施設	行政観光情報ステーション(福間駅)	中央3丁目	2010	108
その他の公園	その他の公園	あんずの里運動公園	勝浦	1988	13,500
都市公園	運動公園	総合運動公園(なまずの郷)	上西郷	1992	147,000
都市公園	総合公園	久末総合公園(みずがめの郷)	久末	1995	168,000
その他の公園	その他の公園	本木川自然公園(ほたるの里)	本木	1997	50,000
その他の公園	その他の公園	宮ノ元公園(シルバーパーク)	津屋崎3丁目	1990	2,500
その他の公園	その他の公園	竹尾地区緑地	日蔭野6丁目	2012	97,422
その他の公園	その他の公園	その他市内各公園	市内	-	231,700
その他公共用財産	その他公共用財産	東福間駅舎附帯施設	東福間1丁目	1978・2002	334
その他公共用財産	その他公共用財産	福間駅舎附帯施設	日蔭野1丁目	2008~2012	2,221
その他公共用財産	その他公共用財産	駐輪場	-	-	-
その他公共用財産	その他公共用財産	駐車場	-	-	-
下水道施設	公共下水道施設	福間浄化センター	上西郷	2006~2011	6,266
下水道施設	公共下水道施設	津屋崎浄化センター	津屋崎	2000~2006	2,058
文化財等施設	その他文化財等施設	文化財事務所	西福間2丁目	1995	182
文化財等施設	その他文化財等施設	本木文化財倉庫	本木	1998	331
文化財等施設	その他文化財等施設	新屋敷倉庫	津屋崎3丁目	1969	372
文化教養施設	公会堂・市民会館	文化会館(カメリアホール)	津屋崎1丁目	1993	5,148
社会教育施設	図書館	図書館	中央1丁目	1991	2,761
その他公共用財産	その他公共用財産	適応指導教室	津屋崎1丁目	1985・1997	175
幼稚園	幼稚園	神興幼稚園	東福間6丁目	1971・1978	589
幼稚園	幼稚園	上西郷幼稚園	内殿	1975	397
学校	小学校	福間小学校	西福間2丁目	1964・1972	4,533
学校	小学校	上西郷小学校	内殿	1973・1986・1990	2,788
学校	小学校	神興小学校	東福間6丁目	1969・1974	4,602
学校	小学校	神興東小学校	津丸	1979・1982	4,888
学校	小学校	福間南小学校	日蔭野4丁目	1981	4,765
学校	小学校	津屋崎小学校	津屋崎8丁目	1984・1994・2003	6,809
学校	小学校	勝浦小学校	勝浦	1984・1996	1,405
学校	中学校	福間中学校	花見ヶ丘2丁目	1970・1973	6,242
学校	中学校	福間東中学校	津丸	1978	6,184
学校	中学校	津屋崎中学校	津屋崎1丁目	1978・1995	4,727

公園は公園面積

(福津市建物白書をベースとして作成)

部	健康福祉部	課	こども課
---	-------	---	------

No	施設名称	施設分類
1	エンゼルスポット	福祉施設
		施設細分類
		その他福祉施設

行財政改革審議会中間答申の内容

本施設は市が運営していく必要はないと考える。

【理由】




児童センター「FUCSTA」等の目的が類似した別の施設が存在し、運営費も多くかかっていることと、駅にあるという立地の良さを生かしきれていないと判断される。

【付帯意見】

廃止する場合には、市民に対して十分な説明を行うことを求める。また、エンゼルスポットは幅広い年齢の子どもたちが同じ空間で活動できるという点は評価できる部分であるので、現在ある子育て支援センター「なかよし」や児童センター「FUCSTA」等の他の施設において、これを踏まえた運営面の充実を検討することを求める。

中間答申を受けての基本方針

平成29年度までに廃止する。

年次計画と内容		H28	H29	H30	H31	H32	備考
①	関係機関との協議						
②	市民への周知						
③	廃止(H29中頃)						

部	健康福祉部	課	こども課
---	-------	---	------

No	施設名称	施設分類
2	大和保育所	福祉施設
		施設細分類
		保育所

行財政改革審議会中間答申の内容

本施設は市が運営していく必要はなく、民営化が適当と考える。

【理由】

市立保育所は私立保育園で代替可能と考えるし、保育所再編計画にある「市全体の保育水準を保つ役割」や「保育サービスや子育て支援の中核的な役割」を担っていたか分からない。また、障がい児保育をすでに民間で行っていることもある。

【付帯意見】

市立保育所がなくなる場合には、市民に対する十分な説明と保育士の処遇も含めた丁寧な移行プロセスが必要と考える。また、基幹保育所がなくなった後も市が私立保育園を管理監督していけるように、両者が十分に情報共有できる仕組みを作ることを求める。

中間答申を受けての基本方針

平成32年度までに民営化の手続きを完了し、平成33年度から民間による運営を開始する。あわせて、市立保育所がなくなった後も市が私立保育園を指導監督していけるよう、こども課内に新たな子育て支援部署を設置する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 実施方針の決定	➡					
② 市民への周知		➡				
③ 受託先募集・決定				➡		
④ 民営化					●	H33
⑤ 新たな子育て支援部署の設置			➡			

部	健康福祉部	課	福祉課
---	-------	---	-----

No	施設名称	施設分類
3	市営納骨堂	その他公共用財産
		施設細分類
		その他公共用財産

行財政改革審議会中間答申の内容

本施設は市が運営していく必要はなく、民営化が適当と考える。

【理由】

一般的に同様の施設については個人が応分の負担を行い取得運営されている。
建替費用については、当初の建設の際に加入者が加入金を支払っていることを考えれば、建替の際に費用を加入者が負担することが妥当であると考え。

【付帯意見】

民営化については、持続的な運営が可能となる環境の整備を行った上で、実施することを前提とする。管理費用等を徴収する場合は、低所得者層への配慮も検討する必要があると考える。

中間答申を受けての基本方針

- ・平成30年度までに民営化及び受益者負担による建替計画を決定し、平成33年度から民間による運営を開始する。
- ・持続的な運営が可能となる環境の整備を行った上で管理費を徴収する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 民営化基本方針の検討						
② 関係団体と協議						
③ 民営化及び建替計画の決定						
④ 加入者への説明						
⑤ 施設更新						
⑥ 民営化						H33

部	健康福祉部	課	いきいき健康課
---	-------	---	---------

No	施設名称
4	福社会館(潮湯の里夕陽館)

施設分類
福祉施設
施設細分類
その他福祉施設

行財政改革審議会中間答申の内容

本施設は市が運営していく必要はなく、民営化が適当と考える。

【理由】

本施設は本来、市民を対象とした福祉施設であるが、実際の利用状況を見ると市外からの利用者が全体の約3割と多い。また、今後見込まれる費用については、無料送迎バス運行費用を含む毎年の指定管理料に加えて高額な改修費もかかり、市が現在の財政状況において多額の費用をかけて運営すべき施設ではないと考える。

【付帯意見】

民営化の際は、一定の期間は現在の入浴施設としての機能を保持する等の譲渡条件をつけることや、民営化により利用料金が現在より値上げされた場合は、市から財政上可能な範囲内で市民への利用料金補助を行うなど、今の利用者への配慮を求めたい。また、民間の買い取り手がない場合は、施設を閉鎖することも必要であると考え。

中間答申を受けての基本方針

平成32年度から民間による運営を開始する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 譲渡条件の検討・実施方針の決定						
② 譲渡先募集・決定						
③ 施設改修						
④ 市民への周知						
⑤ 民営化						

部	教育部	課	学校教育課
---	-----	---	-------

No	施設名称	施設分類
5	神興幼稚園	幼稚園
		施設細分類
		幼稚園

行財政改革審議会中間答申の内容

市立幼稚園として、私立幼稚園、小学校、大学、地域と連携して教育の質を上げていくという役割が期待通り果たせないとの判断がされる場合には市が運営する必要はないと考える。

【理由】

本施設は、平成25年に福津市立幼稚園運営審議会より答申を受けて、現在ある2園を1園に統合する取り組みを行っている最中であるので、当面は市立幼稚園としてどのように取り組んでいくかを十分に検討の上、実行することを求める。

【付帯意見】

市立幼稚園としての取り組みとその成果を踏まえた上で、近い将来(5年後程度を目処)当事者以外で構成される審議会等において、市立幼稚園のあり方を再度検討することが適切と考える。

中間答申を受けての基本方針

平成31年度に幼児教育における市立幼稚園としての取り組みを検証する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 市立幼稚園としての取り組み実施	→					
② 使用料の見直し検討	→					
③ 外部審議会による検証及びあり方の検討				→		

部	教育部	課	郷育推進課
---	-----	---	-------

No	施設名称	施設分類
6	文化会館(カメリアホール)	文化教養施設
		施設細分類
		公会堂・市民会館

行財政改革審議会中間答申の内容

両施設(中央公民館、文化会館)は市が運営していく必要があるものの、機能の整理による効率的な運営を行う必要があると考える。

【理由】

両施設には、ホール、調理室、視聴覚室、研修室など、類似している機能が多くあり、本市の規模で2つの施設は必要ないが、それぞれの施設のこれまで担ってきた役割と現在の利用状況を見ると、現時点での廃止は考えにくい。

その上で、重複している機能については、それぞれの施設の設置目的や特性にあわせて、機能分担や統廃合し、管理費を縮減すべきである。

【付帯意見】

両施設について、同一の指定管理者による管理を行うなど、一体的に効率的な運営が可能となるような仕組みを検討願う。

また、新規に整備する施設の代替や既存施設の移転など空きストックを有効活用することによって、市の施設全体について総合的な効率化を図ることを求める。

中間答申を受けての基本方針

平成30年度から機能整理後の施設運営を開始する。

年次計画と内容		H28	H29	H30	H31	H32	備考
①	機能整理内容の検討・実施	検討		実施			
②	市民への周知						

部	教育部	課	郷育推進課
---	-----	---	-------

No	施設名称	施設分類
7	中央公民館	社会教育施設
		施設細分類
		公民館

行財政改革審議会中間答申の内容

<p>両施設(中央公民館、文化会館)は市が運営していく必要があるものの、機能の整理による効率的な運営を行う必要があると考える。</p> <p>【理由】 両施設には、ホール、調理室、視聴覚室、研修室など、類似している機能が多くあり、本市の規模で2つの施設は必要ないが、それぞれの施設のこれまで担ってきた役割と現在の利用状況を見ると、現時点での廃止は考えにくい。 その上で、重複している機能については、それぞれの施設の設置目的や特性にあわせて、機能分担や統廃合し、管理費を縮減すべきである。</p> <p>【付帯意見】 両施設について、同一の指定管理者による管理を行うなど、一体的に効率的な運営が可能となるような仕組みを検討願う。 また、新規に整備する施設の代替や既存施設の移転など空きストックを有効活用することによって、市の施設全体について総合的な効率化を図ることを求める。</p>
--

中間答申を受けての基本方針

平成30年度から機能整理後の施設運営を開始する。
あわせて指定管理者制度の導入を検討する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 図書室機能の閉鎖 (津屋崎庁舎再生整備施設への移行)	●					
② ボランティアセンターの開設			→			
③ 機能整理内容の検討・実施	→ 検討		→ 実施			
④ 市民への周知		→				
⑤ 指定管理者制度導入の検討		→				

部	地域振興部	課	郷づくり支援課
---	-------	---	---------

No	施設名称	施設分類
8	ボランティアハウス・ふくま	社会教育施設
		施設細分類
		その他社会教育施設

行財政改革審議会中間答申の内容

ボランティアの活動拠点は市が運営していく必要があるものの、他の公共施設への移転が適切と考える。

【理由】




ボランティア活動は社会にとって非常に大切なものであり、その拠点の確保は民間では担いきいと考える。ただし、市の公共施設全体の効率化を考えたときに、賃貸ではなく、既存の公共施設を活用すべきである。

【付帯意見】

移転に際して、活動に必要なスペースを十分に確保するなどの充実化を図ることを求める。

中間答申を受けての基本方針

平成29年度に中央公民館へ移転する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 市民への周知						
② 中央公民館改修工事						
③ 中央公民館への移転						

部	教育部	課	郷育推進課
---	-----	---	-------

No	施設名称	施設分類
9	野外活動広場(わかたけ広場)キャンプ施設	社会教育施設
		施設細分類
		その他社会教育施設

行財政改革審議会中間答申の内容

本施設(広場を除く。)は市が運営していく必要はなく、廃止が適切と考える。

【理由】



時代の変化とともにキャンプ場のニーズが変化している中で、本施設は役割を終えている。このことは利用者数の状況からも判断できる。

【付帯意見】

跡地について新たな投資は必要ないとする。

中間答申を受けての基本方針

平成29年度からキャンプ場等の機能を廃止する。

年次計画と内容		H28	H29	H30	H31	H32	備考
①	市民への周知						
②	キャンプ場等の機能の廃止						

部	地域振興部	課	地域振興課
---	-------	---	-------

No	施設名称	施設分類
10	行政・観光情報ステーション(ふっくる)	観光施設
		施設細分類
		その他観光施設

行財政改革審議会中間答申の内容

本施設はJR福間駅舎内にある市の所有施設であり、市が保有していく必要があるものの、運営面では行政サービス機能は廃止し、施設面では入り口の入りにくさを改善して、施設の有効活用と効率的な運営が必要であると考えます。

【理由】

利用状況を見ると、行政書類の預かりや問い合わせはほぼない状況であるため、駅におけるこの種の行政サービスの必要性はないと判断する。また、施設の入り口が閉鎖的で入りにくい印象を受けるため、証明書自動交付機が撤去された場合は間口の拡張等を行い、利用者数の増加を図り、施設整備費に見合った効果が得られるようにする必要があると考えます。

【付帯意見】

市の観光施策については、本施設と同様の施設である観光協会所有のビーチハウスの運営を含め、総合的に取り組む必要があると考えます。その上で、多数の人が往来する駅舎内の立地を活用し、観光情報発信基地として機能を拡充する必要があるとともに、待合機能をもたせるなど利用拡大を目指してほしい。

中間答申を受けての基本方針

平成29年度から行政サービス機能を廃止する。
あわせて、入りやすい施設運営のための検討を行う。
また、行政サービス機能のうち、図書の返却については継続の方向で検討を行う。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 関係機関と協議						
② 証明書自動交付機撤去 (コンビニ交付事業開始)						
③ 市民への周知(行政サービス機能廃止)						
④ 行政サービス機能廃止						
⑤ 施設運営形態の検討						
⑥ 施設改修工事						

部	都市整備部	課	建設課
---	-------	---	-----

No	施設名称	施設分類
11	大規模公園(総合運動公園(なまずの郷)、久末総合公園(みずがめの郷)、本木川自然公園(ほたるの里)、あんずの里運動公園、宮の元公園(シルバーパーク))	-
		施設細分類
		-

行財政改革審議会中間答申の内容

本施設は、機能の集約化や利用頻度の低い施設の整理による効率化を行う必要があると考える。併せて、各公園の特色を整理して、施設の目的の変更を含めて運営方法の再検討を行う必要があると考える。

【理由】

本市の規模で5つの大規模公園は多いと考えるため、重複した機能の集約化や利用者が少ない施設の整理が必要であるとする。また、5公園を画一的に捉えるのではなく、各公園の特色を生かし、状況の変化に応じた新たな機能を持たせて運営を行う方が施設を最大限有効活用できると考える。

【付帯意見】

機能の集約化や利用頻度の低い施設の整理を行う際には、コスト意識を持って取り組むことが必要と考える。具体的には、ほたるの里は利用者が少ないため、今後のあり方について廃止を含めて検討する必要がある。あんずの里運動公園はロケーションの良さを観光に生かす方を検討願う。指定管理者の募集・選定に関しては、5公園を一括して委託する現行の方法から、それぞれの特徴を生かせる管理者に分割して運営させることも検討する必要があると考える。また、有料施設の料金については、市内料金と市外料金の設定について検討を求める。

中間答申を受けての基本方針

平成29年度から運営方法を変更する。
あわせて、各公園における機能整理を検討する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 料金設定・運営方法の変更	検討	実施				
② 各公園における機能整理の検討						

部	総務部	課	財政課
---	-----	---	-----

No	施設名称	施設分類
12	市営住宅(花見市営住宅、両谷市営住宅、後添市営住宅、星ヶ丘市営住宅、五反田市営住宅)	市営住宅
		施設細分類
		市営住宅

行財政改革審議会中間答申の内容	
本施設は建替時における高層化や集約化などの効率化が適当と考える。	
【理由】	公営住宅については法令等の制約があり市が保有する必要があることを踏まえた上で運営の効率化を図る必要がある。
【付帯意見】	管理運営面については指定管理者制度を導入するなどの効率化も併せて検討を求める。

中間答申を受けての基本方針
平成29年度までに集約化・高層化など効率化を前提とした更新計画を策定する。 あわせて指定管理者制度導入について検討する。

年次計画と内容	H28	H29	H30	H31	H32	備考
① 市営住宅長寿命化計画の改定	●					
② 年次計画の検討・実施		→ 検討	→ 実施	→	→	
③ 指定管理者制度導入の検討		→				

8. 事務事業の改革

福津市では、総合計画に掲げる施策を実現するための事務事業や法令等に基づく事務事業、行政内部事務など900を超える事務事業を実施しています。

こうした事務事業についても、より必要性が高い事業に重点化を図りながら、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直すなど、効果的・効率的な行政経営をすすめるなければなりません。

(1) 事務事業の実施における『改善』

第2次福津市行財政改革大綱に行政評価の充実を掲げ、行政運営をこれまでの計画重視から成果重視へ転換し、市民サービスの質的向上をめざし、この成果志向の行政経営を進めるため、仕事の目的・目標や事務事業の実施による効果を評価し、P D C Aのマネジメントサイクル^{※4}による改善を図ってきました。

事務事業を実施していくにあたっては、このP D C Aサイクルの徹底が必要不可欠であり、事務事業の本来の目的を達成するため、行政課題の解決のためにより良い事業内容となっているか、さらに効果を高める手法がないか、また、広告料収入等財源の確保は可能か、情報提供・P Rは十分であるかなど、『改善』の視点を持ち、検討を行います。

その上で、改革すべき事務事業については、その内容の検討を以下の視点により行います。

(2) 事務事業における『改革』

行財政改革の具体的な方針

「6. 行財政改革の基本方針」に掲げる改革の視点、「民間にできることは民間に委ねる」「事業効果が小さいものや受益者が限られるものは見直す」「さらなる行政経営の効率化を進める」に照らし、事務事業における行財政改革の具体的な方針を掲げます。

対象事業抽出の視点

対象事業の抽出は以下の視点により行います。

①民間が実施する類似の事業がある事務事業

- ・市が直接実施する必要がある行政サービスであるか否かの確認。
- ・民間活力の導入により経費節減が可能であるか否かの確認。 など

②受益者が限定的な事務事業

- ・行政サービスの水準は、他自治体等と比較して、必要な水準であるか否かの確認。 など

※4 PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不連続のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

③長期にわたり実施している事業でその実施方法が変わらない事務事業や

事業の目的と手段が整理されておらず、市民の受け止め方に格差がある事務事業

- ・投資に見合うだけの効果があるかを、とりわけ数値で、俯瞰的かつ客観的に確認。
 - ・各々の事業にかかるコストについて、異種の事業との比較を含めて、その水準を確認。
 - ・目的を一にする事業が複数ある場合、投資の分散が適当であるか否かの確認。
- など

(検証対象とする事務事業の例)

健康増進事業（健康パラダイス）	(視点) ①②③
市立図書館事業及び関連事業（ブックスタート事業）	(視点) ③
広報誌発行事業	(視点) ③
市民農園事業	(視点) ②③
田植え稲刈り体験事業	(視点) ②③
福津市コミュニティサイクル事業	(視点) ③

改革内容の検討

《民営化の実施、廃止》

必ずしも市が関与する必要がない事務事業については、代替的な行政サービスへ移行するか、積極的に民営化あるいは廃止します。

《受益者負担の適正化》

受益者が限定的な事務事業については、行政サービスの水準やコストに対する負担の水準を見直します。

《統廃合、縮減》

目的を一にする同種の事業は、その必要性に応じ、統廃合または縮減を進めます。

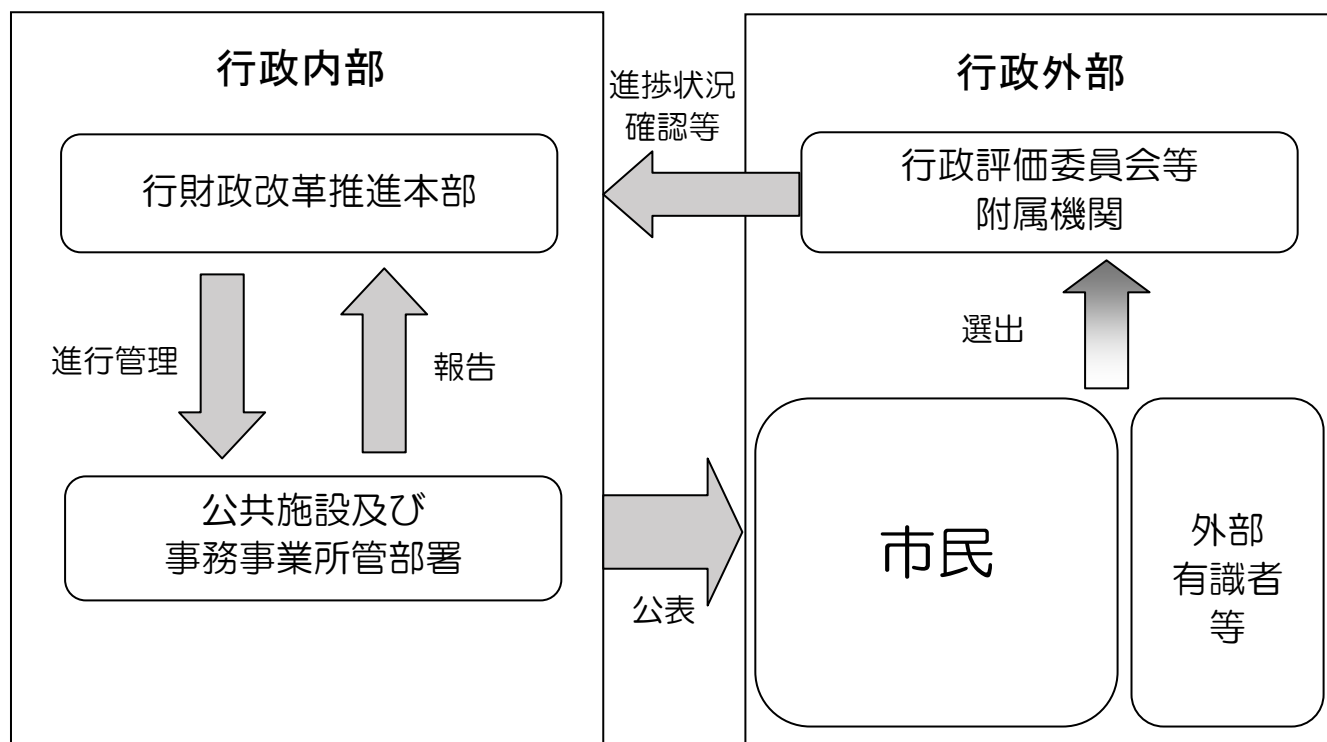
事務事業については、福津市行財政改革推進本部において、事務事業における行財政改革の具体的な方針に基づき、平成29年度当初を目途に、個別具体的な実施計画を策定し、行政外部からの検証を福津市行政評価委員会等が行うものとします。

9. 行財政集中改革プランの推進体制

行財政集中改革プランの推進体制について、行政内部における進行管理については、「福津市行財政改革推進本部」が行い、行政外部からの検証を福津市行政評価委員会等の機関が行うものとします。

公共施設及びその他事務事業に関する行財政集中改革プランの取り組みについては、年度ごとの取り組み終了後にその検証を行います。また、市を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しながら改革の効果を上げていくために、次年度の取り組み計画を見直す必要がある場合は行財政改革推進本部で見直しを行うとともに、検証機関による確認を経て、真に実効性のある行財政集中改革プランとして取り組んでいきます。

なお、毎年度の取り組みの結果については、市公式ホームページ等で公表し、取り組み内容の「見える化」を徹底します。



10. 資料

(1) 行財政改革審議会について

■ 行財政改革審議会規則

○福津市行財政改革審議会規則

平成27年3月20日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市行財政改革審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福津市の行財政改革に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する6人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 審議会の委員の任期は、前条に規定する調査及び審議が終了するときまでとする。

3 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部行政経営企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開く審議会については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■ 行財政改革審議会委員 (敬称略)

役職	氏名	備考
会長	富安 節子	元行政機関職員
副会長	近藤 春生	大学教授
委員	木本 圭子	福津市郷育推進会議委員
委員	高田 秀一	元行政機関職員
委員	谷口 正秀	元金融機関職員
委員	藤林 正季	元行政機関職員、税理士

■ 行財政改革審議会の経緯

	期日	内容
第1回	平成27年 6月2日(火)	①諮問 ②福津市の現状と今後の見通し
第2回	6月29日(月)	行財政改革を進める上での前提条件の整理(1)
第3回	7月22日(水)	行財政改革を進める上での前提条件の整理(2)
第4回	8月17日(月)	行財政改革の基本的方針の整理
第5回	9月16日(水)	①審議対象とする施設の選定 ②視察を行う施設の選定
第6回	10月15日(木)	公共施設個別の行財政改革方針の検討(1)
第7回	10月26日(月)	対象とする公共施設の視察
第8回	11月5日(木)	公共施設個別の行財政改革方針の検討(2)
第9回	11月26日(木)	公共施設個別の行財政改革方針の検討(3)
第10回	12月14日(月)	公共施設個別の行財政改革方針の検討(4)
	12月25日(金)	中間答申
第11回	平成28年 1月18日(月)	その他事業の行革方針の検討
第12回	2月17日(水)	その他事業の行革方針の決定
第13回	3月24日(木)	①実施計画案審査 ②行財政集中改革プラン案作成
第14回	7月25日(月)	市民意見公募結果報告及び対応方針の検討 福津市行財政集中改革プラン案 答申

■ 諮問

27福行企第213号
平成27年 6月 2日

福津市行財政改革審議会
会 長 富 安 節 子 様

福津市長 小 山 達 生

福津市行財政集中改革プランについて（諮問）

平成17年1月24日に福津市が誕生してから10年が経過しました。

この間、市総合計画において、無駄を減らして、サービスの質を高めていく行政経営へと変革することを掲げ、行財政改革大綱を策定し、職員数の適正化、組織の統合並びに業務のアウトソーシングなど、様々な改革に取り組んで参りました。

しかしながら、高齢化の進行、生産年齢人口の減少等、社会経済情勢の変化により、市を取り巻く状況は、その厳しさを増してきています。

また、市が保有する公共施設の多くは、高度経済成長期以降に建設されたものであり、近い将来耐用年数に達し、更新の時期を一斉に迎えようとしています。

こうした中で、時代の流れに応じ新たに必要とされてくる施策の実施や、これまでどおり欠かすことができない行政サービスを維持していくためには、収入に見合った持続可能な行政経営をすすめるなければなりません。

そのためには、大胆かつ具体的なさらなる行財政改革に取り組む必要があり、このことは次期総合計画の礎を築くことでもあります。

つきましては、「福津市行財政集中改革プラン」の策定にあたり、貴審議会の忌憚のないご意見、ご提案を賜りたくここに諮問します。

■ 中間答申

平成27年12月25日

福津市長 小山達生 様

福津市行財政改革審議会
会長 富安 節子

福津市行財政集中改革プランについて（中間答申）

平成27年6月2日付27福行企第213号で諮問のあった「福津市行財政集中改革プラン」について、10回にわたる審議会を経て、公共施設別の基本方針を別紙のとおり「福津市行財政集中改革プラン中間答申」としてまとめたので、以下の意見を付し、中間の答申をいたします。

記

当審議会では、福津市行財政集中改革プラン策定にあたり、まず、その必要性を確認するため、福津市の状況について、人口や財政状況のこれまでの推移と今後の見通しや公共施設の現状など、市当局から詳細な聴取を行いました。

その上で、高齢社会の到来や公共施設の老朽化など市を取り巻く状況の変化に対応するため、現段階で新たに行財政改革に取り組むべきという視点に立ち、とりわけ、公共施設についてその重要性を認識するに至りました。

よって、公共施設を重点的に審議することとし、市内118の公共施設について検討を行い、その過程において、改革のための基本方針を定め、具体的な改革の視点に照らし、また、視察を行うなどして、最終的に12施設を対象としました。対象施設については、より詳細な情報の提示を求め、施設ごとに今後のあり方について、自由にかつ慎重に議論を行ってきました。

「福津市行財政集中改革プラン中間答申」は、これまでの審議における結論をまとめた公共施設個別の行財政改革の基本方針を示します。

については、この福津市行財政集中改革プランを実効性あるものとするため、この基本方針に沿った具体的な実施計画の立案を市当局に求めます。

なお、当審議会では今後、公共施設以外の事業に関する基本方針や、提案された個別施設の実施計画について審議を行い、福津市行財政集中改革プランの案を作成いたしますが、下記の件について意見を申し添え、中間答申といたします。

付記

中間答申内容を踏まえ、個別施設の基本方針の実現に向けた今後5年間の行財政集中改革プラン実施計画素案を作成して下さい。

■ 答申

平成28年7月25日

福津市長 小山達生 様

福津市行財政改革審議会
会長 富安 節子

福津市行財政集中改革プランについて（答申）

平成27年6月2日付27福行企第213号で諮問のあった「福津市行財政集中改革プラン」について、下記のとおり答申いたします。

記

日本全体が人口減少時代に突入しているなか、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小や老年人口の増加による社会保障費の増加など、人口構造の変化による社会経済情勢の変化への対応が、福津市においても、重要な課題となっています。

また、市が保有する道路などの生活及び産業の基盤となるインフラ資産や、小中学校などの公共建築物については、老朽化が進んでおり、真に必要な施設サービスを安全かつ安定的に提供していくことが求められています。

今後は、こうした市を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しつつ、より必要性が高い施策事業に重点化を図りながら、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直すなど、行財政改革を推進することによって、福津市の魅力や活力を維持し、将来にわたり発展させていくことが必要です。

このため、本審議会では、『民間にできることは民間に委ねる』、『事業効果が小さいものや受益者が限られるものは見直す』、『さらなる行政経営の効率化を進める』の行財政改革における3つの基本的な視点を持ち、個別の公共施設について改革方針とともに具体的な改革手順を示します。

また、事務事業を実施していくにあたっては、常に『改善』の視点を持ち、効果的・効率的な行政経営が行われることを求めます。

最後に、この福津市行財政集中改革プランの取り組みについては、その検証を怠ることなく、不断の努力でこれを推進し、真に実効性あるものとされることを望み、「福津市行財政集中改革プラン案」をまとめましたので、答申いたします。

(2) 市民への周知、市民意見の収集について

■ 市民への周知、市民意見の収集の経緯

期日	事項	主な内容
平成 26 年 12 月	まちづくり市民アンケート	調査人数 2,000 人 (有効回答率 51.1%)
平成 27 年 7~8 月	行財政改革に関する 郷づくり幹事会説明会	行財政改革の必要性について説明 「福津市の現状と今後の見通し」 (市内 8 地域 計 8 回)
8 月	広報誌掲載 (8 月 15 日号)	新たな行財政改革の取り組みにつ いて
12 月	広報誌掲載 (12 月 1 日号)	特集「あした天気になあれ」で 市の現状等掲載
平成 28 年 5 月 22 日	市民説明会	行財政集中改革プランの説明
5 月 23 日 ~6 月 23 日	市民意見公募	行財政集中改革プランに関する 市民意見公募

■ 平成 26 年度まちづくり市民アンケート調査

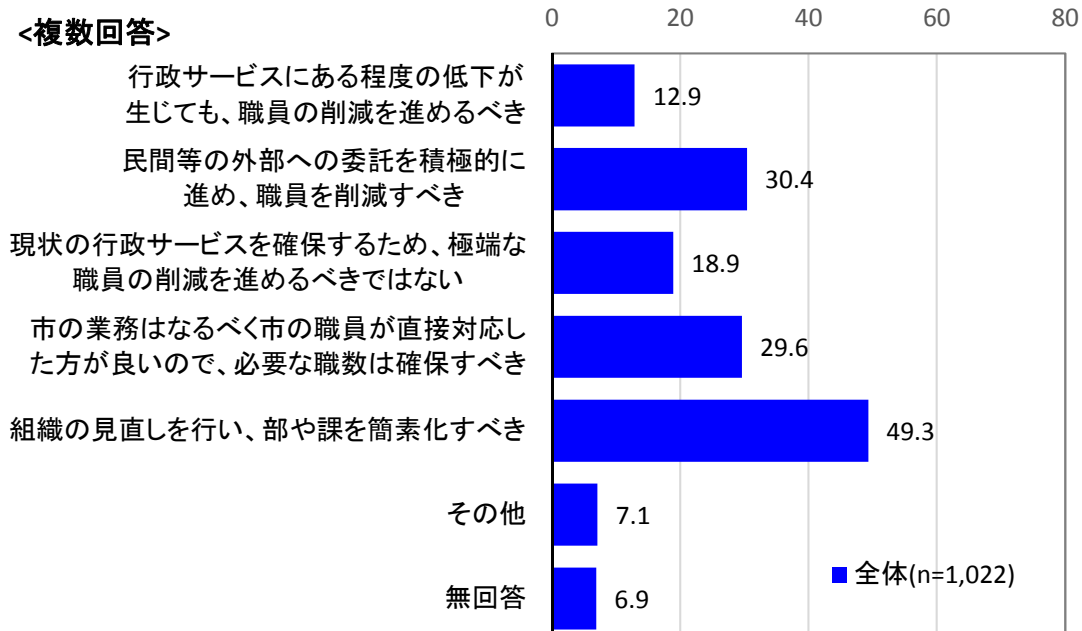
I. 調査の概要

1. 調査の目的 福津市総合計画における施策の達成状況や市町村合併、今後の行財政改革に関する行政のあり方等を検証するため、市民の生活実態や意向などを把握し、今後のまちづくりに活かすことを目的に実施。
2. 調査対象者 福津市に住民登録している 18 歳以上のかたの中から無作為抽出により 2,000 人を対象。
3. 調査期間 平成 26 年 11 月から 12 月
4. 調査方法 郵送による送付・回収
5. 回収結果 有効回収数 1,022 件、 回答率 51.1%

II. 調査結果

市では合併からこれまで、職員を60人削減し(現在304人)、今後も削減を予定しています。職員の能力向上の取り組みを前提とした上で、市の行政組織・職員についてどのような考えをお持ちですか。(複数回答)

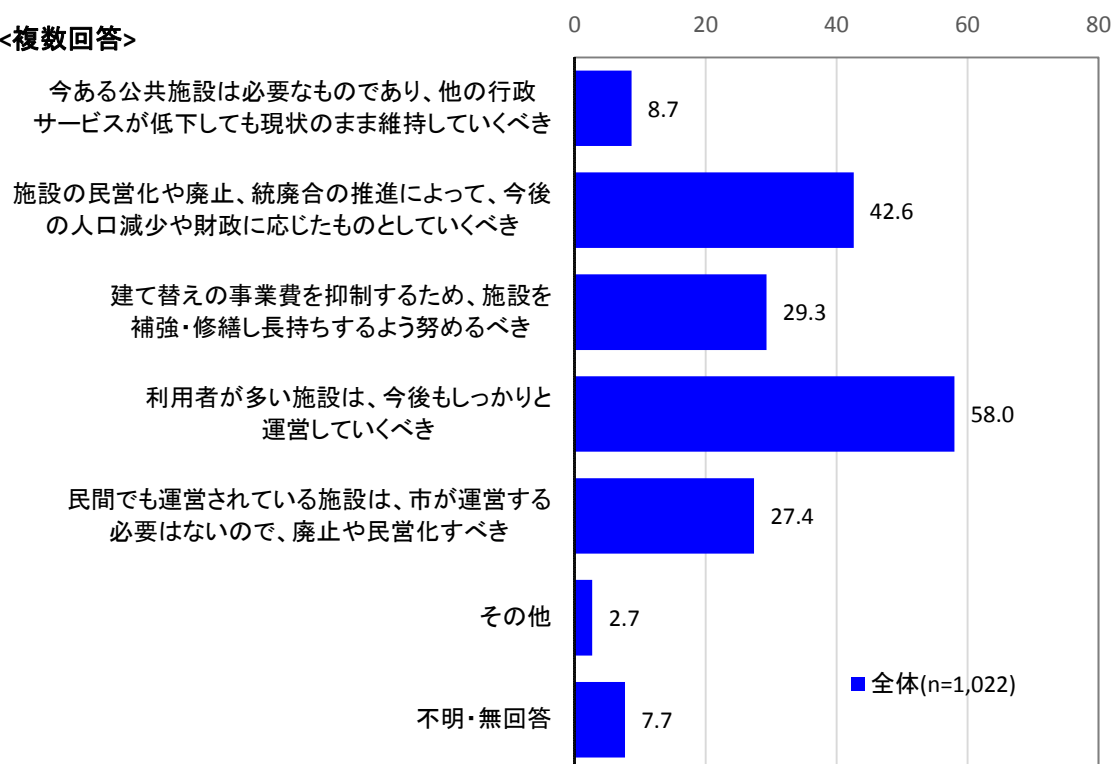
最も多かったのが「組織の見直しを行い、部や課を簡素化すべき」で49.3%ありました。次いで「民間等の外部への委託を積極的に進め、職員を削減すべき」が30.4%、「市の業務はなるべく市の職員が直接対応した方が良いので、必要な職員数は確保すべき」が29.6%と多くなっています。



市の公共施設の今後のありかたについて、どのような考えをお持ちですか。(複数回答)

最も多かったのが「利用者が多い施設は、今後もしっかりと運営していくべき」で58.0%、ついで「施設の民営化や廃止、統廃合の推進によって、今後の人口減少や財政に応じたものとしていくべき」が42.6%、「建て替えの事業費を抑制するため、施設を補強・修繕し長持ちするよう努めるべき」が29.3%、「民間でも運営されている施設は、市が運営する必要はないので、廃止や民営化すべき」が27.4%と続いています。

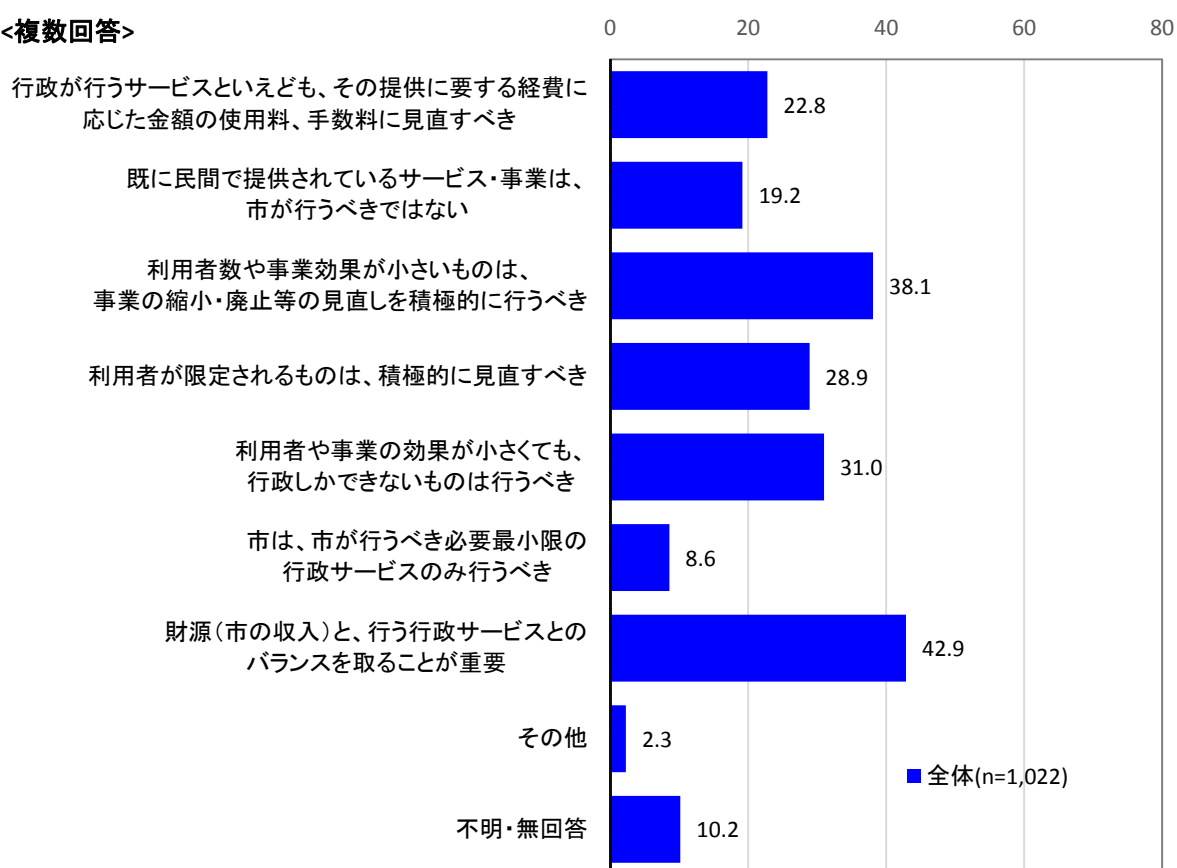
<複数回答>



市の行政サービスの今後のありかたについて、どのような考えをお持ちですか。(複数回答)

最も多かったのが「財源（市の収入）と、行う行政サービスのバランスを取ることが重要」で、42.9%ありました。ついで「利用者数や事業効果が小さいものは、事業の縮小・廃止等の見直しを積極的に行うべき」が38.1%あり、「利用者や事業の効果が小さくても、行政しかできないものは行うべき」が31.0%、「利用者が限定されるものは、積極的に見直すべき」が28.9%と続いています。

<複数回答>



福津市行財政集中改革プラン

平成28年8月発行

編集 / 福岡県福津市 総務部行政経営企画課
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号
TEL 0940-43-8121、FAX 0940-43-3168
E-mail kikaku@city.fukutsu.lg.jp
URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp>